

会社・法人登記の事務取扱い変更のお知らせ

新潟地方法務局管内支局で取り扱っていた会社・法人登記の事務は、次のとおり、
新潟地方法務局法人登記部門での取扱いに変更となりましたので、お知らせします。なお、不動産(土地・建物等)登記事務は、取扱いの変更はありません。

変更の取扱い	取扱いの変更年月日	対象の区域
新発田支局 新津支局	平成23年2月7日(月)	新発田市、胎内市、聖籠町 五泉市、阿賀野市、阿賀町
三条支局	平成23年3月22日(火)	三条市、加茂市、燕市、弥彦村、 田上町
柏崎支局 村上支局	平成23年5月23日(月)	柏崎市、出雲崎町、刈羽村 村上市、関川村、粟島浦村
上越支局 十日町支局 糸魚川支局	平成23年9月20日(火)	上越市、妙高市 十日町市、津南町 糸魚川市
長岡支局 南魚沼支局	平成23年11月21日(月)	長岡市、小千谷市、見附市 魚沼市、南魚沼市、湯沢町
佐渡支局	平成24年1月30日(月)	佐渡市

● 取扱いの変更後も上記支局で引き続き取り扱っている事務

- ・商業・法人登記に係る登記事項証明書、印鑑証明書の交付事務(動産・債権譲渡登記に係る概要記録事項証明書の交付事務を含む。)
なお、登記事項要約書の交付事務は取り扱いません。
- ・印鑑カードの交付事務
- ・印鑑カードの廃止事務
- ・電子証明書の発行事務
- ・電子証明書の使用廃止事務
- ・電子証明書識別符号(休止届出用暗証コード)の変更事務

● 平成24年6月1日から上記支局においても取り扱う事務

- ・印鑑届及び改印届に関する事務(登記申請と同時に届ける場合を除く。)
- ・印鑑廃止届に関する事務

※以上の事務に関する手続は、いずれの支局及び法人登記部門において也可能です。

【お問い合わせ先】

新潟地方法務局法人登記部門

〒951-8504

新潟市中央区西大畠町5191番地

電話番号025-222-1561

(代表:自動音声案内)

